

「音商標」の審査動向

令和元年度商標委員会 第4小委員会Cグループ

藤森 裕司, 山下 彰子, 熊井 寛, 石田 知里, 山本 直樹

要 約

平成27年4月1日より、色や音の商標など「新しい商標」が登録対象となり、これまで多くの登録例がニュース等で話題になっている。これら新しい商標の審査もまた、公表されている特許庁審査基準に基づき行われているが、具体的な拒絶理由とその対応手続については、あまり知られてはいない。そこで、当小委員会では拒絶理由を解消して登録された案件の手続経緯について調査分析することにした。本稿は、新しい商標のうち、「音商標」についての審査動向を紹介する。

目次

1. はじめに
2. 音商標
 - (1) 一般的傾向
 - (2) 具体的傾向
3. おわりに

場合に限り、商標の詳細な説明を願書に記載することができる。

(1) 一般的傾向

音商標特有の拒絶理由としては、①商標記載欄の記載（五線譜、文字）によって表される音と音声ファイルとの不一致（以下、「音声不一致」という。）による5条5項、②五線譜に音を特定するための記載（テンポ等）が欠けていることによる3条1項柱書がある。

また、音商標の識別力の観点からは、③商品が通常発する音や役務の提供にあたり通常発する音である場合は原則として3条1項3号該当とされる。また、言語的要素（歌詞等）及び音の要素（音楽的要素及び自然音等）が需要者に自他商品・役務の識別標識として認識されない場合は、3条1項6号該当とされる（審査基準第1五、八）。

さらに、音商標の類否判断の観点からは、④音商標を構成する音の要素及び言語的要素を総合して、商標全体として考察し、先行登録商標（文字商標を含む。）と類似すると判断された場合は4条1項11号該当とされる（審査基準第3十）。

(2) 具体的傾向

① 音声不一致（5条5項）について

音商標の審査では、商標記載欄の五線譜や文字と、音声ファイルとの一致性が判断され、不一致の場合は音商標を特定することができないとして5条5項の拒絶理由が通知される。上記音商標の拒絶理由①～④の

1. はじめに

本稿では、新しい商標のうち、「音商標」の審査動向を紹介するものである。

当小委員会の検討段階における音商標の出願件数は350件（うち1件は防護標章）、そのうち登録件数は289件であったが、これら登録商標のうち拒絶理由を解消したものの127件について、各々の拒絶理由を確認し検討した。

2. 音商標

音商標の出願にあたっては、願書の商標記載欄に、文字若しくは五線譜又はこれらの組み合わせを用いて、音符、休符、音部記号、テンポ、拍子記号、歌詞その他の音商標を構成するために必要な事項を記載するとともに、音商標を特定するために経済産業省令で定める物件（音声ファイル）を願書に添付することが求められている（5条4項及び5項、施行規則4条の5、審査便覧55.1、55.2）。そして審査では、商標記載欄へ記載した音商標の構成及び態様と、音声ファイル及び詳細な説明の構成及び態様が一致するか否かが判断される。なお、音商標を特定するために必要がある

中では、この①音声不一致のケースが最も多く見られ、その理由としては、例えば以下のものがある。

- ・五線譜に音符で表された音と、音声ファイルの同箇所収録されている音が異なる。
- ・音声ファイルに、五線譜には記載されていない伴奏が収録されている。
- ・五線譜のリズムと音声ファイルのリズムが異なる。
- ・五線譜のテンポと音声ファイルのテンポが異なる。

この拒絶理由への対応方法としては、①-1) 音声ファイルの音を、五線譜により表される音の構成及び態様と一致するように補正する方法と、①-2) 審査官の認定に反論する方法とがあるが、ほとんどのケースで上記①-1) の補正がされていた。なお、音声ファイルではなく商標記載欄の五線譜等を補正することは、原則として要旨変更となるため認められないことに留意すべきである。一方、上記①-2) の反論を行った例はわずかであったが、審査官面接等により、拒絶理由の解消に確証が持てるような状況でなければ難しい選択肢と思われる。

なお、今回検討した案件には見られなかったが、前記①音声不一致の拒絶理由の対応策として、①-3) 五線譜と音声ファイルとが一致するように五線譜を制作し直して再出願する方法も考えられる。

以上のような①音声不一致の拒絶理由について、具体例を紹介する。

(a) 商願 2015-45371 (商標登録 5892415) の例

(イ) 拒絶理由の内容

本件は、第9類「眼鏡」ほか、第10類「医療用機械器具」ほか、及び第35類の複数の小売等役務を指定商品・役務とし、商標記載欄に「メガネの三城」の文字及びそれぞれの音程を五線譜で記載した音商標である。また、音声ファイルを手続補足書により提出している。

拒絶理由では、出願に係る指定商品等のうち第35類につき3条1項柱書の拒絶理由を指摘されたほか、五線譜により表される音と音声ファイルの音の構成及び態様が一致していないので商標を特定したものと認めることができないとして5条5項の要件不備を指摘された。具体的には、「(1) 五線譜には、主旋律を認識させる音のみが記されているのに対し、音声ファイルには、主旋律を認

識させる音のみならず、伴奏を認識させる音も収録されています。(2) 五線譜には、付点四分音符 = 64 と記されているのに対し、音声ファイルには、付点四分音符 = 78 程度と認識されるテンポで音が収録されていることから、両者はテンポが異なります。」と指摘された。そして、この指摘された点を解消するように作成し直した音声ファイルを提出することで、拒絶理由が解消している。

(ロ) 検討

上記5条5項の拒絶理由が、前述した①音声不一致の拒絶理由である。本件拒絶理由においても音声ファイルの補正による対応が示唆されており、出願人の対応はこれに沿ったものといえる。本件に限らず、音声不一致の拒絶理由に対しては、このような音声ファイルの補正が、拒絶理由解消のための最も確実性の高い対応手段である。五線譜と音声ファイルとを一致させようとすると、五線譜の補正は要旨変更となってしまうため、音声ファイルを補正するしかない。また、五線譜と音声ファイルとを一致させる以外の対応方法については、まず前述の①-2) 審査官への反論は、審査官の認定に間違いがあることが説明可能な場合などに限定されると思われるし、①-3) 五線譜を修正して再出願する対応は出願日が繰り下がってしまうので、いずれも現実的に多用できる対応手段ではないことから、現状の法制度・運用においては、音声ファイルの補正による対応が選択されることが多いと考えられる。

しかしながら、このような音声不一致の拒絶理由について、当小委員会ではいくつか疑問の声があった。まず、運用が厳格すぎる点である。例えば、五線譜と音声ファイルとを比較した際に、五線譜にはごく微細な音が記されているのに対し、音声ファイルにそれに対応する音が収録されていない場合（またはその逆で、五線譜には主旋律のみ、音声ファイルには伴奏まで収録されているような場合）に音声不一致の拒絶理由が通知されるケースがみられた。しかし、その他の部分は完全に一致しているような場合、五線譜と音声ファイルの共通点は、前記相違点を圧倒的に凌駕しているといえる。このような相違を需要者が識別（聴取・聴別）できるのか疑問であるというものであ

る。権利範囲の明確性という5条5項の趣旨からしても、明確性に影響を与えないような微細、部分的相違に着目して審査を進めることは厳格すぎると感じられる。

また次に、五線譜の補正が不可能であることによる弊害がある。これは、「商標登録を受けようとする商標」欄の補正を認めないという従前の実務をそのまま適用していると思われ、そのために五線譜（商標記載欄）と音声ファイル（添付物件）とを一致させようとする、音声ファイルの方を補正するしかない状況になる。しかしながら、そもそも音商標の出願・登録によって出願人が保護したいのは、実際に使用している音、即ち出願時の音声ファイルに収録された音であることが多い。そのため、補正された音声ファイルが登録されてしまうことで、商標権の範囲が当初意図していたものと比べてズレが生じることが懸念される。また、実際に使用している音を商標登録に係る音声ファイルの音に変更しない場合には、将来的に登録商標が不使用と判断されてしまう事態が起きてもおかしくはない。

そもそも、音商標の本質からすると、音声ファイルこそ権利範囲そのものであるから、その補正を認めることが妥当なのか。むしろ五線譜の補正を認めた方が、第三者への影響が小さいのではないとも考えられる。また、そのような権利範囲を明確にする補正を許容しても、迅速な権利付与、第三者の監視負担の増大等の問題が生ずることはないと思われる。

以上のように、音声不一致の拒絶理由の認定や、出願人側が採り得る対応方法に対し、当小委員会では法制度・運用の改善を求める意見があった。

ところで、五線譜と音声ファイルが不一致となる原因としては、音商標の出願企図時には音声のみが存在しており五線譜は音声から書き起こした場合や、五線譜を演奏する際やその後にアレンジが加えられていった場合などが考えられる。五線譜、音声ファイルのいずれも、代理人が準備することは困難であるため、依頼者である出願人が準備するのが一般的と思われるが、代理人の立場としては、上述したような五線譜と音声ファイルとの不一致による拒絶理由が存在すること、またそ

の拒絶理由が通知されてしまった場合には音声ファイルの補正による対応以外は選択し難いことを、あらかじめ依頼者に説明しておくのが現状の法制度・運用においては肝要と考えられる。

② 音を特定するための記載の欠如（3条1項柱書）について

音商標の商標記載欄に、音を構成するための十分な記載がなされていない場合、又は、音を構成するための要素以外の記載がある場合は、音商標として認められないため、3条1項柱書の要件を満たさないとされる。五線譜にて商標を表す場合は、音符、音部記号、拍子記号及びテンポを、また、必要に応じて言語的要素（歌詞等が含まれるとき）及び休符を記載しなければならない（審査便覧55.02）。

音を特定するための記載の欠如と判断された理由として、例えば以下のものが見られた。

- ・五線譜にテンポの記載が無い。
- ・五線譜の線が欠けて3本又は4本の線しか無い。

こうした拒絶理由につき、まずテンポの記載が無い場合は、「商標の詳細な説明」の欄にテンポを記載する補正によって解消している。また、五線譜が欠けている場合は、商標記載欄を正しく記載された五線譜に補正することで解消している。

テンポについては、記載が完全に無い場合、音声ファイルの補正等は必要なく、願書を補正すれば足りる。当小委員会においては、上述した①音声不一致において五線譜のテンポと音声ファイルのテンポとが異なる場合には音声ファイルの補正となるのと比べ、平仄が取れているのか疑問視する声もあったが、テンポの記載の欠如の補正は、テンポの記載の有無により権利範囲に影響を与える場合があるものの、願書の記載及び音声ファイルを総合的に考慮し、実質的に権利範囲を変更するものでないため、願書の商標記載欄の補正であっても認められているものと考えられる（不一致の場合は、どちらが正しいか特定できず不明確であるという問題が残る。）。

また、五線譜が欠けている（一部が消えている）場合については、該当するケースが1件だけであるため（商願2017-39688（商標登録6034976））、一般的な取り扱いなのかどうか定かではないものの、審査官からの示唆を受けて商標記載欄そのものを補正している。五線譜の線が欠けていることは、前記テンポの記載の

欠如と異なり、願書の形式的な誤記の範ちゅうに属するものと思われる。いずれにせよ、五線譜の記載の欠如の補正も、実質的に権利範囲を変更するものでないため、願書の商標記載欄の補正であっても認められたのではないかと思われる。このように見ると、上述した①、音声不一致の補正においても、実質的に権利範囲を変更するものではないと判断され得る場合には、願書の商標記載欄の方の補正を促す運用に変更することは可能ではないかと思われる。

③ 識別力（3条1項3号、6号）について

音商標の識別力は、音商標を構成する音の要素及び言語的要素を総合して、商標全体として考察し判断される。即ち、言語的要素に識別力があれば、音の要素の識別力にかかわらず、商標全体として識別力を有するものと判断される。一方、特許庁の現在の審査基準では、音の要素には原則として識別力を認めていない。そのため、言語的要素に識別力が無いケースや、あるいは言語的要素を有さず音の要素のみからなるケースでは、需要者に自他商品・役務の識別標識として認識されないとして3条1項3号や同6号の拒絶理由が通知される。

この点、商標審査基準第18「11. 音商標について」には、音の要素のみからなる音商標が3条1項6号に該当する場合について、(ア)自然音を認識させる音、(イ)需要者にクラシック音楽、歌謡曲、オリジナル曲等の楽曲としてのみ認識される音、(ウ)商品の機能を確保するために又は役務の提供にあたり、通常使用されずまた不可欠でもないが、商品又は役務の魅力を上向きさせるにすぎない音、(エ)広告等において、需要者の注意を喚起したり、印象付けたり、効果音として使用される音、(オ)役務の提供の用に供する物が発する音を例示している。しかしながら、特に上記(エ)を用いて、音の要素については全ての件で生来的な識別力は無いと認定しているのが実情である。その理由について、後述する商願2015-127715（登録6126587）において審査官は、「仮に、音が本来的に商品の出所を表示し自他商品の識別標識として認識し得るものなのであれば、音のみが使用されている広告が多く存在しているとしても良いはずですが、広告において、音のみが使用されている例はほとんどなく、音とともに、自他商品の識別標識として機能する文字や図形等が表示されている例や、自他商品の識別標識と

して機能する言語的要素が発せられている例がほとんどです。それは、商品を販売等する者と需要者の双方が、音をそもそも自他商品の識別標識とは認識していない場合が多いからといえます。このような事情を考慮しますと、広告に使用された音に接する需要者は、それが独自性の高い音であるか否かにかかわらず、商品の魅力向上又は広告における需要者への注意喚起、印象付け若しくは効果音等として使用され得る音の一種と認識するにとどまり、自他商品の識別標識として認識しない場合が多いというのが相当です。」と説明しており、特許庁の考え方として参考になる。

3条1項3号、6号の拒絶理由への対応方法としては、使用による識別力の獲得を証明し、3条2項の適用を受ける（あるいは3条1項6号に該当しない旨を説明する）方法が挙げられる。なお、音の要素自体が識別力を有すると反論したケースはあったものの、その主張が認められたことで登録に至ったと思われる事案は見当たらなかった。

以上の③識別力の欠如に係る拒絶理由について、以下の具体例で説明する。

(a) 商願2015-103591（商標登録6012323）の例

(イ) 拒絶理由の内容

出願商標は、第30類「菓子」ほかを指定商品とし、商標記載欄に「かめだのあられおせんべい」の文字及びそれぞれの音程を五線譜で記載した音商標であり、音声ファイルを手続補足書により提出している。

拒絶理由では、本願商標の言語的要素のうち、まず「かめだ」は、ありふれた氏である「亀田」を直ちに理解させ、「あられ」「おせんべい」は、米菓の一種である「あられ」と「せんべい」を理解させる結果、いずれの「亀田」氏に係る「あられ・せんべい」であるか特定できないとされた。音楽的要素についてもまた、需要者への注意喚起、印象付け若しくは効果音として用いられる多種多様な音の一種として認識されるにすぎないとされた。そして、これに接する需要者は、「ありふれた氏」である亀田氏に係る、米菓の一種である「あられ・せんべい」を理解させるにとどまる言語的要素が、需要者への注意喚起、印象付けなどを目的として、音楽的要素とともに使用されていると認識するにとどまり、結局、何人かの業務に係る商品であることを認識することができない

として、3条1項6号該当と認定した。

審査官の認定に対して出願人は、まず言語的要素について、「カメダ」のみの称呼は生じず、「カメダノアラレオセンベイ」又は「カメダノアラレ」の称呼が生じ得る旨と、「亀田」姓は6470件程度とありふれていない旨、そして「カメダノアラレオセンベイ」又は「カメダノアラレ」は一般に使用されていない旨を説明し、本件言語的要素は生来的に識別力を有すると主張した。また音楽的要素について、その特徴を説明しながら、非常に独創的なものであり、効果音等とは認識されないため、生来的に識別力を有すると主張した。以上に加えて、使用証拠を提出しながら、本願商標は1969年から現在に至るまで宣伝広告活動とともに用いられ、需要者に相当程度知られている旨も説明している。

しかし審査官は、さらに手続補正指示書を発して、使用証拠によって識別力の獲得を証明した一部の指定商品を除き、先の拒絶理由は覆されていないとした。そして、指定商品を第30類「ピーナッツの入った柿の種状のあられ、米菓」に補正するよう指示した。

最終的に出願人は、ほぼ審査官の示唆通りに指定商品を第30類「米菓、柿の種状のあられ、ピーナッツの入った柿の種状のあられ」に補正し、登録査定が得られている。

(ロ) 評価

出願人は、出願商標が生来的に識別力を有する旨を主張しているものの、審査官には認められていない。一般的に音商標は商品の宣伝広告活動において使用され、その音の要素は需要者の印象に残りやすい特徴付けられていることも少なくない。サウンドロゴのような、識別標識とすることを目的として作られた音商標も存在するが、現在の特許庁の判断としては、音の要素は需要者に自他商品役務の識別標識として認識されないとして、著名であると思われる音商標の出願に対して、一度は識別力欠如の拒絶理由を通知して使用証拠の提出を求めている。

音商標の出願態様としては、音の要素に加え言語的要素を含めるケースと、あるいは音の要素のみから構成するケースが考えられる。前者は、言語的要素に識別力を持たせることで、比較的容易

に登録が可能であり、音の要素については他社への一定の牽制効果があると思われる。一方、後者は、登録するためには使用による識別力の獲得を証明することが必要となるが、音そのものが商標であることをアピールすることができると考えられる。したがって、以上のメリット・デメリットを認識した上で、いずれの出願態様とするかを選択すべきである。

④ 類否判断(4条1項11号)について

音商標の類否判断に際しては、審査基準上、音商標を構成する音の要素及び言語的要素を総合して、商標全体として考察し判断される。音商標に含まれる音の要素と言語的要素が、分離観察を行うことが取引上不自然なほどに不可分に結合していないときは、それぞれの要素を要部として抽出するものとされる。要するに、音商標の言語的要素(歌詞等)を抽出して観察され、称呼が同一又は類似である先行登録の文字商標が引用される場合がある。

また音商標では、歌詞等として比較的冗長な言語的要素が含まれる場合がある。その言語的要素のうち的一部分と同一又は類似である先行商標が引用されたケースが複数件見られたのが特徴的であった。

こうした拒絶理由への対応方法としては、出願人と引用商標権者の名称及び住所を一致させたケースや、指定商品等のうち引用商標と重複する商品等を削除したケース、通常の商標出願の場合と同様に引用商標との称呼・観念の差異を指摘して非類似を主張したケースが見られた。

理屈上は、言語的要素と音の要素が一体不可分である旨や、言語的要素の一部分を抽出された場合には言語的要素全体が一体不可分である旨を主張する方針も考えられるが、そのような対応方法を採用した案件は見当たらなかった。

なお、検討事案においては、音の要素だけを抽出して先行商標が引用された例は見当たらなかった。

以上のような④類否判断に係る拒絶理由について、具体例を挙げて説明する。

(a) 商願2015-30150(商標登録5869813)の例

(イ) 拒絶理由の内容

出願商標は、第36類「分割払い購入資金の貸付け」ほかを指定役務とし、商標記載欄に「It's Promise」の文字及びそれぞれの音程を五線譜で

記載した音商標である。また、音声ファイルを手続補足書で提出している。これによると、「イツツ」の音と「プロミス」の音の間には一拍の間が存在する。さらに、商標の詳細な説明において、「商標登録を受けようとする商標の歌詞『It's Promise』を片仮名表記した場合、『イツツプロミス』となる。その他の事項については5条4項の物件により特定されるとおりである。」と記載している。

拒絶理由では、理由1として5条5項（音声ファイルの補正により解消しており、詳細は省略する。）、理由2として「プロミス」の文字からなる商標や「Promise」の文字からなる商標など計7件の引用商標と同一又は類似であるとして4条1項11号に該当する旨が通知された。これに対して出願人は、7件の引用商標につき登録名義人の表示変更登録申請書を提出し、出願人と同一名義とすることで拒絶理由を解消している。

(ロ) 評価

仮に「It's Promise」の標準文字商標を出願した場合であれば、その構成全体が一体不可分であると判断され、「プロミス」の文字商標が引用されない場合もあるのではないと思われる。音商標では、言語的要素の一部分を抽出して観察され、先行商標が引用される可能性があることに留意すべきである。

また、音商標では、その称呼は音の要素で表されたものに特定されると考えられる。したがって、通常の文字商標の出願よりも、引用商標との非類似の主張の内容が限定的となるケースも考えられる。

音商標の出願にあたっては、言語的要素の全体又は一部分を文字商標として事前に登録しておくことや、出願前に入念な調査をしておくこと等の対応が有効と考えられる。

(b) 商願 2015-127715（商標登録 6126587）の例

(イ) 拒絶理由の内容

出願商標は、商標記載欄における「本商標は、シンセサイザーによる「ウィツ ウィユーン」という効果音の後半部分に一部重なって外国人女性の声で「タカギ」と読む構成になっており、全体で2秒ほどの長さである。なお、「タカギ」の発

音は英語読みになっており、「カ」にアクセントがつく。」という記載及び音声ファイルから特定されるものである。

拒絶理由では、理由1として第17類において広い範囲にわたる商品を指定しているため使用意思に疑義があるとする3条1項柱書と、理由2として言語的要素「タカギ」はありふれた氏であると共に音の要素は需要者への注意喚起、印象付け若しくは効果音として用いられる多種多様な音の一種に過ぎないため3条1項6号に該当するとされ、理由3として商標登録5252447を引用されて4条1項11号該当とされた。この引用商標は、「高儀」（「高」ははしごだか）の漢字を毛筆体で横書きに表したものである。

理由1は、指定商品の一部の削除補正により解消した。

理由2に対し、出願人はまず「本願商標は、『ウィツウィユーンタカギ』の音及び言語的要素に応じて『ウィツウィユーンタカギ』の称呼が生じ、外国人の女性の声で『カ』の部分強調されており、このような商標の使用例は日本にない。よって、本願商標は生来的に出所識別力を有する」旨を主張した。しかし、前記③識別力の欠如に関する拒絶理由にて述べたように、審査官は生来的な識別力については認めなかったため、最終的に使用証拠の提出により識別力が認められた第11類「家庭用浄水器」のみに指定商品を補正することで理由2が解消している。

理由3に対して出願人は、まず両商標を比較すると、出願商標は音商標であるから外観上類似しないことは明らかであるうえ、ともに特定の観念を有しないから観念上類似しないことは明らかであると主張した。さらに、出願商標は「ウィツウィユーンタカギ」の音及び言語的要素に応じて「ウィツウィユーンタカギ」の称呼が生じ、外国人の女性の声で「カ」の部分強調されているのに対し、引用商標「高儀」からは「タカギ」の称呼が生じるため、両称呼を比較すると「ウィツウィユーン」の違いと、外国人の女性の声で「カ」の部分強調される違いがあるので、称呼上も両商標は類似しないことは明らかであると主張している。そして最後に、出願商標は、提出証拠に基づき出願人の商標として周知・著名になっている

ことが明らかであるとし、これらの主張によって理由3も解消している。

(ロ) 検討

前記の引用商標との類否判断（理由3）について検討する。

言語的要素のみを抽出され、引用商標と対比されることは審査基準通りである。

これに対し、本件では音商標特有の論理で非類似の主張を行っている。即ち、外観が存在しないことや、称呼も単なる「タカギ」ではなく音の要素と組み合わせられていることや、アクセント・イントネーションにより強調される部分が存在する

ことを主張に含めている。以上のような出願人の主張のどの点が審査官に認められたのかはわからないが、音商標で類否判断が問題になった際には、本件のような音商標特有の主張も検討の余地があると考えられる。







3. おわりに

以上のように、一括りに新しい商標といっても、実際の審査実務は商標のタイプによって大きく異なっている。今後の音商標の出願手続に際しては、商標の特徴にあった準備や対応をする必要があると考える。今回の検討結果が会員の一助になれば幸いである。

【主な検討案件一覧】

1 音商標（4条1項11号以外）

登録番号	商標	区分	拒絶理由	補正・意見内容（審査） 当審の判断（審判）
5868033		9	5-5	【拒絶理由】 音声ファイルには、商標見本（五線譜）に記載されていない伴奏パートであって、ドラム及びベースと認識される音も収録 ⇒音声ファイルの補正により解消
5868819		37	5-5	【拒絶理由】 音声ファイルには、冒頭に四分休符の長さに相当する無音が収録されておらず、4音目の「ラ」と認識される音及び5音目の「ソ#」と認識される音がそれぞれ八分音符のリズムで収録されているほか、それに続く「ラ」と認識される音が十六分音符程度の長さで途切れて収録されており五線譜とリズムが異なる ⇒音声ファイルの補正により解消
5869813		36	5-5	【拒絶理由】 五線譜には、主旋律と認識される音のみが記されているのに対し、音声ファイルには、主旋律と認識される音のみならず、伴奏と認識される音も収録 ⇒音声ファイルの補正により解消
5874283		37	3-1-柱	【拒絶理由】 音の拍の進行の速さを表すものとしてその記載を求めているテンポの記載がない ⇒商標の詳細な説明の欄を設け、テンポの記載を追加する補正により解消
5876273		36 37 42	5-5	【拒絶理由】 五線譜には、変ホ長調で記されているのに対し、音声ファイルには、ヘ長調と認識される音が収録。五線譜には、主旋律と認識される音のみが記されているのに対し、音声ファイルには、主旋律と認識される音のみならず、伴奏と認識される音も収録 ⇒音声ファイルの補正により解消

5881872		9	5-5	<p>【拒絶理由】 五線譜には、3声からなる音のみが記されているのに対し、音声ファイルには、3声からなる音のみならず、伴奏を認識させる音も収録 ⇒音声ファイルの補正により解消</p>
5883529		41	5-5	<p>【拒絶理由】 五線譜には、ヴォーカル、コーラス、ドラム、ベース、ギター、マリンバ、キーボードからなる音が記されているのに対し、音声ファイルには、伴奏パートにトランペットと認識される音も収録 ⇒音声ファイルの補正により解消</p>
5886890		36 37 42	5-5	<p>【拒絶理由】 五線譜には、主旋律を認識させる音のみが記されているのに対し、音声ファイルには、主旋律を認識させる音のみならず、副旋律及び伴奏を認識させる音も収録 ⇒音声ファイルの補正により解消</p>
5892415		9 10 35	3-1-柱 5-5	<p>【拒絶理由】 音声ファイルには、主旋律を認識させる音のみならず、伴奏を認識させる音も収録。五線譜には、付点四分音符 = 68 と記されているのに対し、音声ファイルには、付点四分音符 = 78 程度と認識されるテンポで音が収録され、両者はテンポが異なる ⇒音声ファイルの補正により解消</p>
5903252		5	5-5	<p>【拒絶理由】 五線譜には、3つの声部からなる音のみが記されているのに対し、音声ファイルには、3つの声部からなる音のみならず、伴奏と認識される音も収録 ⇒音声ファイルの補正により解消</p>
5903788		43	3-1-柱 5-5	<p>【拒絶理由】 音の拍の進行の速さを表すものとしてその記載を求めているテンポの記載がないため、本願商標を音商標と認めることができない ⇒商標の詳細な説明の欄を設け、そこにテンポの記載を追加する補正により解消</p> <p>【拒絶理由】 五線譜には、主旋律を認識させる音のみが記されているのに対し、音声ファイルには、主旋律を認識させる音以外の声（女声）のパート及び伴奏パート（グロックン、電子ピアノ、ギター、ドラム等）を認識させる音も収録されており、両者の構成及び態様が一致しない ⇒音声ファイルの補正により解消</p>

5904813		11	3-1-6	<p>【拒絶理由】 言語的要素（歌詞）である「きりがみね」高原地帯を表す名称の「霧ヶ峰」を音で表したものと認識する。音楽的要素も、需要者への注意喚起、印象付け若しくは効果音として用いられる多種多様な音の一種として認識されるにすぎない ⇒意見書提出 「事業者の設立地・所在地、本願指定商品の仕向地・一時保管地として知られているとする格別の事情はない。」 「各事業者の本社・支社、事業所、営業所、製作所、研究所、サービス拠点等が存在するという事実は見出せない。」 「サウンドロゴ（音商標）として創作された極めて独創的なものである。」</p>
5906704		37	3-1-柱 5-5	<p>【拒絶理由】 五線譜には音符、歌詞、コードネームが記載されているが、音声ファイルには音符、歌詞に対応した声の音のみが収録されており、コードネームに対応する和音の音が収録されていない ⇒音声ファイルの補正。</p>
5911429		9 10 35	3-1-柱 5-5	<p>【拒絶理由】 五線譜には主旋律のみが記載されているが、音声ファイルには伴奏の音も収録されている。五線譜には付点四分音符 = 64 と記載されているが音声ファイルは78程度 ⇒音声ファイルの補正により解消</p>
5916014		29 30	5-5	<p>【拒絶理由】 五線譜の音に比べて音声ファイルの音は1オクターブ上。音声ファイルには五線譜にはない伴奏も収録 ⇒音声ファイルの補正により解消</p>
5921156		28	5-5	<p>【拒絶理由】 五線譜には主旋律のみ記載されているが音声ファイルには、伴奏の音も収録 ⇒音声ファイルの補正により解消</p>
5921594	<p>シンセサイザーによる「ブーン」という音が聞こえた後に、これと重なるように、男性の声で「ダンロップ」と言うナレーションが入る構成となっており、全体で約1秒の長さである。</p>	12	5-5	<p>【拒絶理由】 音声ファイルには、五線譜で記載可能な音楽的要素の和音と認識される音が収録されており、商標記載欄の「ブーン」と言う擬音語と一致しない ⇒意見書提出 「商標法施行規則4条の5では「音からなる商標（以下「音商標」という。）の商標法第5条第1項第2号の規定による願書への記載は、<u>文字若しくは五線譜又はこれらの組み合わせを用いて商標登録を受けようとする音</u>を特定するために必要な事項を記載することによりしなければならない。…」となっており、五線譜での記載は義務となっていない。本願では文字により音声ファイルの音が客観的に特定されており、これらは一致している。」</p>

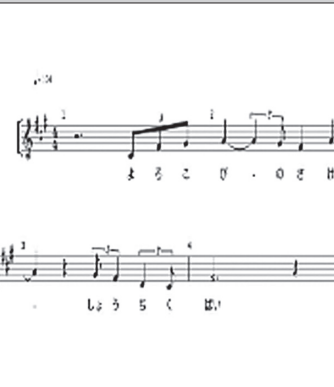


5967173		36	5-5 6-1	<p>【拒絶理由】 五線譜には、主旋律と認識される音のみが記されているのに対し、音声ファイルには、主旋律と認識される音のみならず、伴奏と認識される音（五線譜により表すことのできる、特定の音の高さを認識させる音に限る。）も収録 ⇒音声ファイルの補正により解消</p>
5967174		36	5-5 6-1	<p>【拒絶理由】 (1) 五線譜には、十六分音符の「二点変口」、十六分音符の「二点嬰ハ」、十六分音符の「二点嬰ハ」、十六分音符の「二点変口」、十六分音符の「二点嬰ハ」、八分音符の「二点嬰ハ」及び二分休符とともに、各音符の下に「みらいのカタチ」という言語的要素が記載されている一方、音声ファイルには、五線譜に記載されている各音符よりもそれぞれ1オクターブ低い「一点変口」、「一点嬰ハ」、「一点嬰ハ」、「一点変口」、「一点嬰ハ」、「一点嬰ハ」及び「一点嬰ハ」の音の高さで「みらいのカタチ」と発した女声の音が収録 (2) 五線譜には、主旋律を認識させる音のみが記載されているのに対し、音声ファイルには、主旋律を認識させる音のみならず、伴奏を認識させる音（以下の参考1参照）も収録 ⇒音声ファイルの補正により解消</p>
5975454		39	5-5	<p>【拒絶理由】 1. 主旋律の音について 音声ファイルに録音されている、「グリーンぼうやの三八五」と発した主旋律の女声の音の高さは、以下のとおり、商標記載欄に記載されている音符の音の高さよりも、全体として短2度（半音）低く聴取される。 2. 商標記載欄に記載されていない伴奏の音について 音声ファイルには、商標記載欄に記載されていない伴奏の音（シンセサイザー、ベース及びドラムと聞き音）が録音されている。 ⇒音声ファイルの補正により解消</p>
5984020		36	3-1-6	<p>【拒絶理由】 広告等において、需要者の注意を喚起したり、印象付けたり、効果音として使用される音（犬の鳴き声と思しき音が収録） ⇒意見書 識別力がある旨の主張 ⇒使用により識別力を獲得したことを証明する資料を提出</p>
5984893		3 5 16 21	5-5	<p>【拒絶理由】 五線譜と音声ファイルの不一致 音声ファイルには、商標記載欄に記載のない伴奏が収録 ⇒音声ファイルの補正により解消</p>





<p>6012323</p>		<p>30</p>	<p>3-1-6</p>	<p>【拒絶理由】 (1) いずれの「亀田」氏に係る「あられ・せんべい」であるか、特定できない ⇒意見書提出 「カメダ」のみの称呼は生じず、「カメダノアラレオセンベイ」又は「カメダノアラレ」の称呼が生じ得る。「亀田」姓は6470件程度とありふれていない。「カメダノアラレオセンベイ」又は「カメダノアラレ」は一般に使用されていない。 (2) 音楽的要素も広告等において、需要者の注意を喚起したり、印象付けたり、効果音として使用される音で識別力なし ⇒意見書提出 「非常に独創的なものであり、効果音等とは認識されないため、生来的に識別力を有する。」 「本願商標は1969年から現在に至るまで宣伝広告活動とともに用いられ、需要者に相当程度知られている。」 →3条2項適用なし</p>
<p>6029359</p>		<p>5</p>	<p>6-1 6-2 5-5</p>	<p>【拒絶理由】 (1) 指定商品役務不明確 ⇒補正により解消 (2) 五線譜と音声ファイルの不一致 ⇒音声ファイルの補正により解消</p>
<p>6034976</p>		<p>3 5 7 16 17 19 28</p>	<p>3-1-柱 6-1 6-2</p>	<p>【拒絶理由】 (1) 指定商品役務広範囲 ⇒使用証拠の提出により解消 (2) 五線譜の線が欠けており、音が特定できない ⇒【商標登録を受けようとする商標】の補正により解消 (3) 指定商品役務が不明確、指定商品役務の区分相違 ⇒指定商品の補正により解消</p>
<p>6035816</p>	<p>本商標は、「シャリーン」という音が徐々に小さく変化していく電子的な音であり、全体で約1秒間の長さである。</p>	<p>36</p>	<p>3-1-6</p>	<p>【拒絶理由】 広告等において、需要者の注意を喚起したり、印象付けたり、効果音として使用される音 ⇒補正 指定役務を限定 ⇒証拠提出 実際に音が出ている様子を記録した一般人のYoutubeの映像</p>
<p>6039687</p>		<p>30</p>	<p>3-1-6</p>	<p>【拒絶理由】 「ありふれた氏」とこの商標登録出願に係る指定商品それ自体を理解させるにとどまる、 ⇒意見書提出 「エバラ」は出願人「エバラ食品工業株式会社」を想起させるものとして需要者に広く認識されている。(証拠を提出し)焼肉のたれは半世紀以上にわたって販売し、シェア率も48.9%。 「エバラ」について3条2項適用の上登録された登録商標や防護標章が存在するほどの周知性がある。→3条2項適用なし</p>

「音商標」の審査動向

6146851		43	3-1-柱	<p>【拒絶理由】 本願商標は、商標記載欄中に、コードネームの記載と五線譜の記載が一致しない箇所を含み、当該箇所の音を特定することができない ⇒五線譜中の全てのコードネームを削除する補正により解消</p>
6159412		41	3-1-柱 3-1-6	<p>【拒絶理由】 (1) 五線譜として成立していない ⇒五線譜及び一線譜中の全ての演奏パートに係る9小節目（最後の小節）について、4拍目から9拍目までの音の休止を示す「付点全休符」（五線の第4線の下に接するように記載されている、「全休符」の1倍半の長さの休符。）を、4拍目から6拍目までの音の休止を示す「付点二分休符」（五線の第3線の上に接するように記載する、「二分休符」の1倍半の長さの休符。）に変更したものに補正</p> <p>(2) 広告等において、需要者の注意を喚起したり、印象付けたり、効果音として使用される音（犬の鳴き声と思しき音が収録） ⇒周知の証拠提出後、第41類「映画の制作及び配給」以外の指定役務を削除</p>

2 音商標（4条1項11号）

登録番号	商標	区分	拒絶理由	引例	補正・意見内容（審査） 当審の判断（審判）
5924592		33	4-1-11		<p>⇒意見書提出 本願商標に接する取引者・需要者は、直ちに宝酒造株式会社の著名な清酒松竹梅のCMソングであると認識するほど広く全国的に知られているものであるのに対し、引用商標は、単に「ヨロコビノサケ（喜びごとがあったときにそれを祝って飲む酒）」の称呼観念を生じる文字商標と理解されるに過ぎないものであるから、両商標は、その理解に際しても上記の通り顕著に相違する。</p>
5975234	<p>本商標は、冒頭の「サ」にアクセントを置いて「サンヨー」と1回読み上げる人の声からなる構成であり、全体で1秒間の長さである。</p>	38	4-1-11	 <p>ほか</p>	<p>⇒意見書提出 引用商標は「ヤマハ」と読まれるのが自然であって、「サンヨー」の称呼で取引した場合はかえって混乱が生じかねないことから、ことさら「サンヨー」の称呼をもって商取引に資することは考えにくい。一方、本願商標からは「サンヨー」の称呼のみが生ずる上、そのアクセントも特徴的であり、聴者の印象に強く残るものである。したがって、引用商標と本願商標とは、称呼において彼此混同するおそれは全くなく、類似するものではない。</p>

5980271	本商標は、冒頭の「ハ」にアクセントを置いて「ハイ」と1\回読み上げる人の声からなる構成であり、全体で1秒間の長さである。	36 37 42	4-1-11		⇒意見書提出 引用各商標から生じる称呼のうち「ハイ」については、本願商標の称呼と、中間部の長音の有無においてのみ相違するが両商標から生じる称呼の音数は、それぞれ3音又は2音と比較的短く、また、本願商標では称呼の識別上重要な音である語頭音「ハ」が長音を伴うことから、母音「a」が強調され、称呼全体に大きく影響する。よって、これらを称呼すると、全体の語調・語感が異なり、需要者はそれらを明瞭に聴別できる。
5988979		35	4-1-11		⇒意見書提出 本願商標は音商標であり、単に「ルン」の文字を発声するのとは異なり、「ルン」の文字を「短く弾けるように発声」する称呼である。これに対して、引用商標は、長音を含んだ「ルーン」という文字を「長くゆっくり伸ばして発声」する称呼であり、両商標の称呼は明確に区別され、需要者が混同を生ずるおそれはない。
6126587	本商標は、シンセサイザーによる「ウィッ ウィユーン」という効果音の後半部分に一部重なって外国人女性の声で「タカギ」と読む構成になっており、全体で2秒ほどの長さである。なお、「タカギ」の発音は英語読みになっており、「カ」にアクセントがつく。	11	4-1-11		⇒意見書提出 両称呼を比較すると「ウィッウィユーン」の違いと、外国人の女性の声で「カ」の部分が強調される違いがあるので、称呼上も両商標は類似しないことは明らかである。

(原稿受領 2019.12.16)